



2007年11月28日 第2008-12号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 労働契約法案、最低賃金法改正法案成立

11月27日、参議院厚生労働委員会で労働契約法案と最低賃金法改正法案に関する質疑が行われました。質疑の後、採決を行い、労働契約法案（民主党・自民党・公明党が賛成、共産党・社民党は反対）、最低賃金法改正法（民主党・自民党・公明党・社民党は賛成、共産党は反対）は賛成多数で可決されました。

また、本日10時より参議院本会議が開催され、労働契約法案と最低賃金法改正法案は成立しました。

< 参議院厚生労働委員会での

民主党、津田議員・川合議員の質疑 >

【津田議員】今回の労働契約法案は、あらゆるカテゴリーの労働者にとってプラスになると考えて良いか。少なくともマイナスにはならないと受け止めて良いか。

【厚生労働大臣】労働契約法案は労働契約に関する基本的なルールを明確化したものである。基本的なルールが周知され、使用者の合理的な行動が促進されることにより、紛争の未然防止につながり、どのような労働者にとっても安心・納得して働けるようになる。

【津田議員】労働時間については、1日11時間の休息時間を定める、EU指令のように我が国においても休息時間規制を検討すべきではないか。

【厚生労働大臣】労働時間の総量をどのように規制するのかという問題であり、国民的な議論が必要。ワーク・ライフ・バランスについては来年度予算要求で推進会議を設置するこ

とにしており、国民的な議論を行っていきたい。

【津田議員】最低賃金制度は、中賃・地賃で決定する枠組みが基本であるが、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」は最低賃金の大幅な引き上げに寄与する議論の場となると理解して良いか。

【厚生労働大臣】円卓会議では政労使で最低賃金を引上げることを合意し、産業政策と雇用政策の調和をさせようとして取り組んでいる

【川合議員】最低賃金法改正論のこれまでの議論では、産業別最低賃金廃止という主張も強かった。しかし、産業別最低賃金は産業別の公正競争確保の面でも重要な役割を担っている。産業別最低賃金の位置づけをどのように考えるのか。

【厚生労働大臣】地域別最低賃金はセイフティネットであり罰則をもって履行確保すべきものである。一方、産業別最低賃金は産業内での公正さを補うものとして意味がある。

【川合議員】労働契約法案第17条1項に規定する、有期労働契約の期間途中の解雇が認められる「やむを得ない理由」とはどのようなものか。

【労働基準局長】有期労働契約の契約期間は労使が合意したものであることから、尊重されてしかるべきものであり、期間途中の解雇が認められる「やむを得ない理由がある場合」は、解雇権濫用法理の「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」よりも厳しく判断されることとなる。